

Gard Alert

ブラジルの新移民法、船員にも影響



こちらは、英文記事「[Brazil - new migration law affecting seafarers](#)」(2018年5月31日付)の和訳です。

ブラジルでは、新たな移民法の施行により、ILO条約に基づく有効な船員手帳を持っている船員であれば、入国日から1年以内に90日間まで、ビザなしで滞在することが認められます。

このGard Alertと併せて、2016年11月28日付のGard Alert「[ブラジルにおける罰金](#)」もご参照ください(ブラジルの港湾において所定の滞在期限を超過するオーバーステイが生じた場合に船員に罰金が科されるおそれがある旨の注意喚起を行ったものです)。

ブラジルでは2017年11月から新たな移民法(2017年5月法律第13445号)が施行されており、これに併せて同国の移民関連政策や規制にも変更が生じています。ブラジルにおけるGardのコレスポンデントである **Representações Proinde (Norte) Ltda.**の報告によると、海事・海洋業界においては、今回の法改正により従来の法律下のグレーゾーンが解消されることになるため、法改正はおおむねポジティブな影響をもたらすとされています。この新たな移民規制が船員に対してどのように適用されるかについては、同コレスポンデントから有益なガイドラインが発行されています。このガイドラインは、ブラジル国内の外国籍船員と外国船上で勤務するブラジル国籍船員に関する規制上の主な点を、新たな法的フレームワークの観点から実務的にまとめて提供することを目指したものです。ガイドライン本文は [こちら](#) からご覧いただけます。

上記コレスポンデントからの情報の概要は次のとおりです。外航船でブラジルに入国する船員は、国際労働機関(ILO)の「船員の身分証明書条約(第185号)」締約国が発行した有効な船員手帳を保持していることを条件として、入国日から1年以内に90日間まで、ビザなしでブラジルに滞在できることとなります。なお、90日間を超えて滞在する場合は、一時的な就労ビザを取得する必要があります。滞在期間は、ブラジルに入国した最初の日から本船が最後にブラジルの港湾を出港した日又は船員が送還された日までの期間として計算されます。

この新移民法に加えて、ブラジル当局からは、外国の船舶や海上プラットフォームがブラジル海域の運航時に一定割合以上のブラジル国籍船員を雇用する義務を負う旨を再確認する新たな決議も発表されています。なお、全船員のうちどの程度の割合がブラジル国籍者でなければならないかは、船舶の種類や運航内容、ブラジル海域での運航継続期間によって異なります。

上記コレスポネントによると、オーバーステイに対する罰金は、ブラジルを訪れる船員に対して最もよく科せられる移民法上の罰金であり、新たな移民法ではこの金額が大幅に引き上げられたことで、今後、移民法違反には、個人で最大 3,000 米ドル、企業で最大 300,000 米ドルの高額な罰金が科される可能性があるとのことです。したがって、ブラジル諸港に寄港する際やブラジルの海運会社に船舶を用船する際には、ブラジルの移民法を十分にご理解いただき、船長にもその内容をお伝えいただきますようお願いいたします。また、船員が送還通知や罰金の対象とならないように、各船員のブラジル滞在期間をきちんと管理し、期限が切れる前に余裕をもって現地代理店に報告することで十分なビザ申請期間を確保することを船長に指示していただきますようお願いいたします。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。